

# 令和6年度 広島市介護サービス事業者 集団指導

## ＜各サービス個別＞ 通所系サービス

広島市 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課

## 注意事項

1. 本講義は、「各サービス個別」編です。「全サービス共通」編も必ずご確認下さい。
2. 集団指導は、介護保険法の規定に基づき行われる「行政指導」です。  
受講確認を行いますので、受講後は、忘れずに本市ホームページ「令和6年度広島市介護サービス事業者集団指導」から「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和7年3月28日〆切）  
なお、動画での受講が困難な方は、研修資料を確認の上、郵送又はFAXにて、「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和7年3月28日必着）

## 次第

---

1. 令和6年度の運営指導における指摘事項等について
2. 介護報酬の算定に係るQ&Aについて（広島市版）

令和6年度の運営指導における指摘事項等について

## 運営基準

### (1). サービス種別

共通

### (2). 項目

衛生管理等

### (3). 指摘内容

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が設置されていなかった。感染症の予防及びまん延の防止のための必要な措置を講じること。

## 運営基準

### (1). サービス種別

共通

### (2). 項目

感染症の予防及びまん延の防止のための措置（※衛生管理等）

### (3). 指摘内容

感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていなかった。感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

## 運営基準

### (1). サービス種別

共通

### (2). 項目

虐待の防止

### (3). 指摘内容

虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況が分かる議事録等が保存されていなかった。虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催した際には、議事録等を作成し、その結果について、従業員等に周知徹底すること。

必要な措置基準	策定等	委員会の開催	研修実施	訓練実施
業務継続計画(BCP)の策定等	感染症に係るBCP 災害に係るBCP	—	年1回以上	年1回以上
衛生管理等	感染症の予防及びまん延の防止のための指針	概ね6月に1回以上	年1回以上	年1回以上
虐待の防止	虐待の防止のための指針	年1回以上	年1回以上	—

## 1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進①

### 概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。

ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】

イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

### 基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。

- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。

- ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

## 1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

### 単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行>

<改定後>

なし



**身体拘束廃止未実施減算** 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

※令和7年3月31日までは経過措置期間

### 算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられない場合

- ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

## 運営基準

### (1). サービス種別

共通

### (2). 項目

サービスの提供の記録

### (3). 指摘内容

サービス提供の記録の作成漏れや記入誤りのある事例が認められた。記録は介護給付費の請求の根拠となるため、作成漏れや記入誤りがないよう正しく作成すること。

## 運営基準

### (1). サービス種別

共通

### (2). 項目

勤務体制の確保等

### (3). 指摘内容

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていなかった。必要な措置を講じること。

## 運営基準

### (1). サービス種別

共通

### (2). 項目

勤務体制の確保等

### (3). 指摘内容

入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、採用後1年以内に認知症介護基礎研修を受講しなければならないが、受講していない者が認められた。当該研修を受講させるために必要な措置を講ずること。

## 運営基準

### (1). サービス種別

共通

### (2). 項目

内容及び手続の説明及び同意

### (3). 指摘内容

重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況（※実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況等）について記載されていなかった。サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し重要事項の説明を行う際には、提供するサービスの第三者評価の実施状況についても説明を行い、利用申込者の同意を得ること。

## 運営基準

### (1). サービス種別

共通（地域密着型サービス）

### (2). 項目

地域との連携等

### (3). 指摘内容

運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けていない事例が認められた。利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けること。

## 運営基準

### (1). サービス種別

通所介護

### (2). 項目

通所介護計画の作成

### (3). 指摘内容

通所介護計画書の作成に際し、利用者又は家族の同意が確認できない事例が認められた。通所介護計画は、その内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者からその同意を得ること。

## 報酬基準

### (1). サービス種別

共通

### (2). 項目

基本報酬

### (3). 指摘内容

記録上のサービス提供内容と、実際に請求した基本報酬の区分に相違がある事例が認められた。基本報酬は、適正に算定を行うこと。

## 報酬基準

### (1). サービス種別

共通

### (2). 項目

高齢者虐待防止措置未実施減算

### (3). 指摘内容

事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、虐待の防止のための指針の整備、高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者の設置について、必要な措置を講じていない事例が認められた。速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告すること。

また、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算すること。

## 報酬基準

### (1). サービス種別

(地域密着型)通所介護

### (2). 項目

個別機能訓練加算

### (3). 指摘内容

機能訓練指導員が直接機能訓練を実施していない曜日に当該加算を算定している事例が認められた。当該加算は、機能訓練指導員から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみを算定対象とすること。

### 3. (3) ⑦ 通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和及び評価の見直し①

#### 概要

【通所介護、地域密着型通所介護】

○ 通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算について、機能訓練を行う人材の有効活用を図る観点から、個別機能訓練加算(Ⅰ)口において、現行、機能訓練指導員を通所介護等を行う時間帯を通じて1名以上配置しなければならないとしている要件を緩和するとともに、評価の見直しを行う。【告示改正】

#### 単位数

<現行>

個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 56単位/日  
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ 85単位/日  
個別機能訓練加算(Ⅱ) 20単位/月

<改定後>

変更なし  
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ 76単位/日 (変更)  
変更なし

#### 算定要件等

##### 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ

###### ニーズ把握・情報収集

通所介護・地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員が、利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生活状況を確認。

###### 機能訓練指導員の配置

専従1名以上配置 (配置時間の定めなし)  
※ 人員欠如減算・定員超過減算に該当している場合は、個別機能訓練加算を算定しない。  
※ 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロの配置 (専従1名以上配置(配置時間の定めなし))に加え、合計で2名以上の機能訓練指導員を配置している時間帯において算定が可能。

###### 計画作成

居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成。

###### 機能訓練項目

利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。

###### 訓練の対象者

5人程度以下の小集団又は個別。

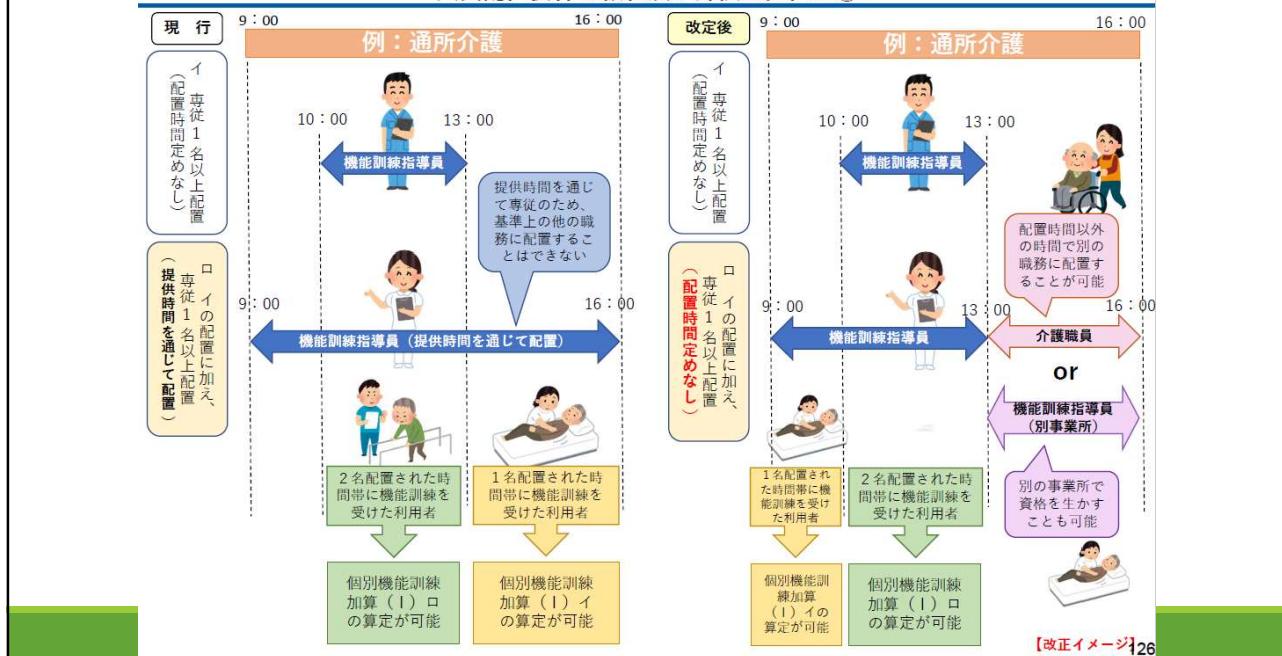
###### 訓練の実施者

機能訓練指導員が直接実施 (介護職員等が訓練の補助を行うことは妨げない)

###### 進捗状況の評価

3か月に1回以上実施し、利用者の居宅を訪問した上で、居宅での生活状況を確認するとともに、当該利用者又はその家族に對して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行う。

3.(3)⑦ 通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算の  
人員配置要件の緩和及び評価の見直し②



## 報酬基準

### (1). サービス種別

(地域密着型及び認知症対応型) 通所介護

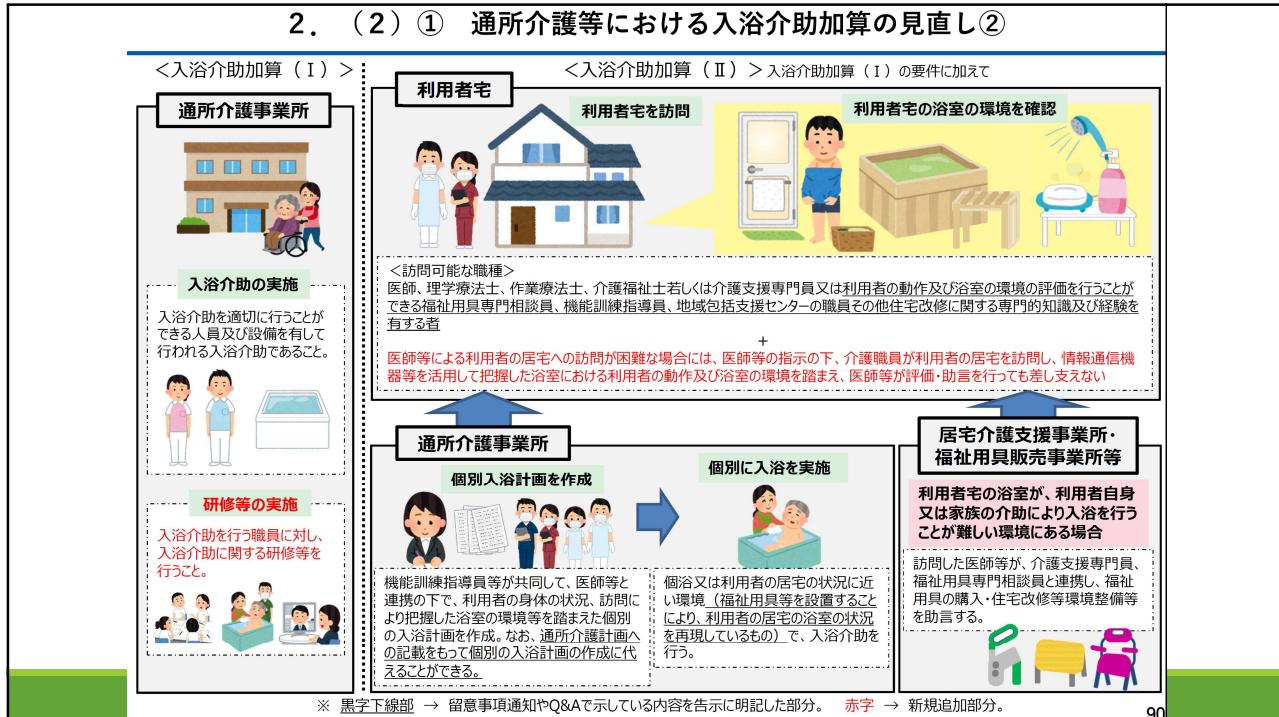
### (2). 項目

入浴介助加算

### (3). 指摘内容

入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行っているが、研修を実施した記録が作成されていなかった。研修実施後は、研修記録を作成すること。

## 2. (2) ① 通所介護等における入浴介助加算の見直し②



## 介護保険法

### (1). サービス種別

全サービス

### (2). 項目

人格尊重義務違反

### (3). 指摘内容

事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならないにも関わらず、高齢者虐待を行っていた事案が見受けられた。再発防止策を講じること。

# 介護報酬の算定に係るQ&Aについて (広島市版)

## (1). サービス種別

共通

## (2). 項目

管理者の兼務

## (3). 質問

管理者兼務の要件に、「管理上支障がない場合」とあるが、事業所数の定めはあるか。

## (4). 回答

兼務にあたって事業所数の制限はありませんが、各事業所ごとに管理業務に支障が出ないように兼務してください。

### 3. (3) ① 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

#### 概要

【全サービス】

- 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。  
【省令改正】 【通知改正】

※管理業務に支障がある場合の例（解釈通知より）

- ・管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合
- ・併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く）
- ・事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合

#### (1). サービス種別

看護小規模多機能型居宅介護

#### (2). 項目

認知症加算

#### (3). 質問

認知症加算（Ⅲ）の要件について、介護度の決まりはないのか。

認知症加算（Ⅳ）の介護度の要件について、要介護2である者しか算定できないのか。

#### (4). 回答

認知症加算（Ⅲ）を算定するにあたっては、介護度の決まりはありません。

認知症加算（Ⅳ）の介護度の要件に関しては、要介護2の利用者のみ算定可能です。

(1). サービス種別

通所介護、地域密着通所介護、認知症対応型通所介護

(2). 項目

入浴介助加算

(3). 質問

通所介護等における入浴介助加算算定要件の「入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと」とあるが、具体的にどのような研修を受けたらよいのか。

(4). 回答

「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (令和6年3月15日)」問60を参照ください。

(1). サービス種別

通所介護（※地域密着通所介護、認知症対応型通所介護も同様）

(2). 項目

入浴介助加算

(3). 質問

当該加算の算定要件である、入浴介助に関する研修の記録は残す必要があるか、また、研修の頻度は定められているか。

(4). 回答

研修は算定要件の一つとなっているため、研修を受けた記録（研修資料や報告書等の受講したことが確認できるもの）を残してください。

具体的な研修内容については、「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (令和6年3月15日)」問60を参照ください。

(1). サービス種別

介護予防通所リハビリテーション

(2). 項目

送迎

(3). 質問

介護予防通所リハビリテーションで送迎減算を算定する必要があるか。

(4). 回答

送迎減算は、総合事業の通所型サービスでは新設されましたが、介護予防通所リハビリテーションでは定められていないため、減算は適用されません。

## 5. (5) 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

### 概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、療養通所介護】

- 通所系サービスにおける送迎について、利便性の向上や運転専任職の人材不足等に対応する観点から、送迎先について利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗を可能とする。【Q&A発出】

### 算定要件等

(送迎の範囲について)

- 利用者の送迎について、利用者の自宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障が無く、利用者の居住実態（例えば、近隣の親戚の家）がある場所に限り、当該場所への送迎を可能とする。

(他介護事業所利用者との同乗について)

- 介護サービス事業所において、他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を行う場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合（共同での委託を含む）には、責任の所在等を明確にした上で、他事業所の利用者との同乗を可能とする。

(障害福祉サービス利用者との同乗について)

- 障害福祉サービス事業所が介護サービス事業所と雇用契約や委託契約（共同での委託を含む）を結んだ場合においても、責任の所在等を明確にした上で、障害福祉サービス事業所の利用者も同乗することを可能とする。

※なお、この場合の障害福祉サービス事業所とは、同一敷地内事業所や併設・隣接事業所など、利用者の利便性を損なわない範囲内の事業所とする。

(1). サービス種別

通所リハビリテーション

(2). 項目

リハビリテーション提供体制加算、退院時共同指導加算

(3). 質問

リハビリテーション提供体制加算について、当該加算のために配置した理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）が、退院時共同指導加算の算定要件である退院前カンファレンスに参加する場合、当該カンファレンスの時間を含めて加算を算定してよいか。それとも、カンファレンスに参加した時間を除いて計算する必要があるか。

(4). 回答

リハビリテーション提供体制加算は、事業所内に常時、理学療法士等が配置されていることを評価する加算であることから、退院時共同指導加算における退院前カンファレンスに参加する時間は除く必要があります。ただし、当該カンファレンスは、通常、利用者の入院先の医療機関内で行われるものと考えられますが、仮に通所リハビリテーション事業所内で行われた場合には、カンファレンスの参加時間もリハビリテーション提供体制加算の配置時間に含めて差し支えありません。

## 5. ① 「書面掲示」規制の見直し

**概要**

【全サービス】

- 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求める一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】

（※令和7年度から義務付け）

### 3. (2) ② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

#### 概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

### ●令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (令和6年3月19日付け厚生労働省事務連絡)

#### (概要)

令和5年5月8日以降も継続が示されていた、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、通常の医療提供体制に移行し、各種公費支援等の対応が終了することを踏まえ、令和6年3月31日をもって廃止された。

(別添)

●令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

(令和6年3月19日付け厚生労働省事務連絡)

問1 介護老人保健施設の入所者や職員において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、感染拡大防止の観点から入所又は退所の一時停止を行った場合、介護老人保健施設の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る施設基準において、「算定日が属する月の前6月間」等の指標の算出に当たって使用する月数に、その期間を含む月は含めないとする取扱いは可能か(令和7年3月31日まで)。

(答)

可能である。ただし、入退所を一時停止する期間及びその理由を事前に許可権者に伝えるとともに、記録しておくこと。

なお、新型コロナウイルス感染のない者の入退所については、地域の感染状況も踏まえながら従前どおり行うよう努めること。

別添

問2 ユニットリーダー研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年どおり実地研修の実施ができない期間が生じたことにより、実地研修が未修了である者がいる場合、人員基準上の取扱い如何。

(答)

ユニットリーダー研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年どおり実地研修が実施できない期間が生じたことから、特例措置として、令和元年度～令和5年度に実施された当該研修のうち、講義・演習を受講済みであって、実地研修が未修了の者については、実地研修が可能となった際は速やかに受講することを条件に、令和6年度に限り、人員基準上、ユニットリーダー研修修了者として取り扱つて差し支えないものとする。

以上で「各サービス個別」編の講義は終了です。

- 「全サービス共通」編をご覧になってない方は、必ずご確認下さい。
- 「全サービス共通」編、「各サービス個別」編を受講後は、忘れずに本市ホームページ「令和6年度広島市介護サービス事業者集団指導」から「受講完了報告書」をご提出下さい。(令和7年3月28日〆切)
- 動画による受講が困難で資料により、「全サービス」編、「各サービス個別」編の確認を行った方は、郵送又はFAXにて、「受講完了報告書」をご提出下さい。(令和7年3月28日必着)